

日本語学会著作権規程

2017年11月11日 制定

2023年6月5日 改定

(目的)

第1条 この規程は、日本語学会（以下、「本学会」という。）が編集、発行、公開する全ての著作物（以下、「著作物」という。）に関する著作権の帰属および取扱いについて定めるものである。

2 ただし、当分の間、各大会時に製作される大会予稿集に収録された著作物については、本規程の適用外とする。

(著作権の帰属)

第2条 本規程に定める著作物の国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、原則として、本学会に帰属する。

2 特別な事情により前項1の原則が適用できない場合、著作者・投稿者（以下あわせて「著作者」という。）は、当該著作物の投稿または寄稿時に、その旨を本学会あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取扱いについては、著作者と本学会との間で協議の上措置する。

(著作権の譲渡)

第3条 著作者から本学会への著作権の譲渡は、著作者が、本規程で定める本学会の著作権に関する内容を確認し、投稿時に定められている手段を用いて著作権譲渡の意思を表明の上、本学会（編集委員会等の委員会を含む。）に著作物を投稿または寄稿し、当該著作物を本学会が受領した段階で成立するものとする。

2 本学会が既に受領している著作物が、本学会発行の機関誌等への掲載不可となった場合には、その時点で当該著作物の著作権を著作者に対して返還するものとする。

(不行使特約)

第4条 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみ抽出して利用
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(第三者への利用許諾)

第 5 条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会は本学会理事会において審議し、適当と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会より著作者にその旨を連絡し、両者の間で協議の上措置する。

(著作者の権利)

第 6 条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに対し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2 著作者が自己の論文等の著作物を他の出版物に利用しようとする場合、著作者は、本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うとともに、その著作物中に本学会の出版物にかかる出典を明記することとする。

3 著作者は、本学会が本学会刊行物への採録を決定して最終原稿を受領した論文等を、他の学会に投稿することはできない。

4 著作者は、本学会機関誌（『日本語の研究』および英文機関誌『Language in Japan』）に掲載された自己の論文等を、機関リポジトリおよび著作者個人の Web サイト（著作者所属組織のサイトを含む。）に掲載することができる。ただし、掲載に際して本学会の出版物にかかる出典および利用上の注意事項を明記しなければならない。なお、『日本語の研究』に掲載された自己の論文等を他の Web サイトに掲載する時期は当該誌刊行から 6 ヶ月以上経過した後とする。

(著作権侵害および紛争処理)

第 7 条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合は、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2 本学会に投稿または寄稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合は、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(付則) この規程は 2018 年 1 月 1 日から発効する。

(付則 2) 2018 年 1 月 1 日より前に投稿または寄稿された論文等の著作権についても、別に定める期間内に著作者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

* 本規程でいう「著作権」には、著作権法（以下、同法）各条に示す以下の権利を含みません。

複製権（第 21 条）、上演権及び演奏権（第 22 条）、上映権（第 22 条の 2）、公衆送信権等（第 23 条）、口述権（第 24 条）、展示権（第 25 条）、頒布権（第 26 条）、譲渡権（第 26 条の 2）、貸与権（第 26 条の 3）、翻訳権、翻案権等（第 27 条）、二次的著作物

の利用に関する原作者の権利（第 28 条）。

- * 第 4 条中の「著作者人格権」については、同法 59 条に「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない」とあります。同法では、著作者人格権として、以下の権利が示されています。

公表権（18 条）、氏名表示権（19 条）、同一性保持権（20 条）

- * 上掲の諸権利に関する詳細は、直接、同法に就かれるか、以下のサイト等での解説を参照ください。

文化庁 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

公益社団法人著作権情報センター <https://www.cric.or.jp/qa/index.html>

- * 第 6 条 4 「利用上の注意事項」の提示例

ここに掲載した著作物の利用に関する注意

本著作物の著作権は日本語学会に帰属します。本著作物は著作権者である日本語学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。